



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 1 月 16 日 (月 曜 日) 第 373 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁	
○保安林の指定 (2件) …………… (自然環境課) 1		○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (自然環境課) 3
○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… ( “ ) 1		○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について…………… ( “ ) 3
○保安林の指定施業要件の変更…………… ( “ ) 2		公 告
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件 ) …………… ( “ ) 2		○地域森林計画の策定…………… (森林経営課) 3
		○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 3
		○県民栄誉賞の受賞者の名称及びその事績…………… (畜産振興課) 4
		○基本測量の終了の通知…………… (管理課) 4

## 告 示

### 宮崎県告示第38号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字権現下乙1916・乙1928  
- 1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第39号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字野地1161-1、  
1192-60

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字野地1161-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第40号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町富吉字蔵迫7114、  
7117-2、7119-6、字楠木田7815-16、7823

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第41号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町富吉字薬師堂38-2、38-14、38-16、字大谷 109、153-6、153-8、153-9、字油ヶ谷 174、184、185、191、字斧礪 253、291、301-3、字瓶釣 484-1、484-11、485、486-1、486-6、486-7、522、523-2、524、531、532-1、533、539、541、545-4、545-14、545-15、545-18、550、557、559-1、560、567-1、567-2、字箱島 621-1 から 621-3 まで、622-5、622-6、699-1、699-4、699-6 から 699-9 まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第42号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町 697、698-ロ-2、698-ロ-3、699-1、743-6、745-ニ
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
698-ロ-2・698-ロ-3・743-6・745-ニ（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第43号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字権現下乙1916・乙1928-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第44号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
  - (2) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - イ 立木の伐採の限度
        - 次のとおりとする。
  - 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東諸県郡国富町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第45号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第46号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(令和4年宮崎県告示第826号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
美郷町役場  
海野浄、児玉八右衛門、小路俊廣、生田芳明、斉藤浅治、川戸ミヤ、川上惣太郎、早生久四郎、増田ヨシ、栗田作馬、末永栄勇、林田勝美、澤村正行、榊野勝
- 2 通知の要旨
- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第826号によること。

## 宮崎県告示第47号

保安林の指定施業要件の変更(令和4年宮崎県告示第843号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
美郷町役場  
澄田博文、藤本藤作
- 2 通知の要旨
- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第843号によること。

## 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、次の地域森林計画を令和4年12月28日付けで定めたので公表する。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地域森林計画の名称  
大淀川地域森林計画
- 2 地域森林計画の計画の期間  
令和5年4月1日から令和15年3月31日まで
- 3 地域森林計画の縦覧場所  
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局
- 4 申立てがあった意見の要旨  
なし
- 5 申立てがあった意見の処理の結果  
なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドン・キホーテ宮崎店  
宮崎市神宮東1丁目68番1 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹  
東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) (仮称) ドン・キホーテ宮崎神宮店  
宮崎市神宮東1丁目68番1 外7筆  
(変更後) ドン・キホーテ宮崎店  
宮崎市神宮東1丁目68番1 外7筆
  - (2) 大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治  
東京都新宿区西新宿2丁目6番1号  
(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹  
東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
- 4 変更の年月日
  - (1) 店舗名称 平成21年11月13日
  - (2) 設置者及び小売業者の住所 平成21年9月25日  
設置者及び小売業者の代表者氏名 令和元年9月25日
- 5 変更する理由
  - (1) 店舗名称に変更が生じたため
  - (2) 設置者及び小売業者の住所及び代表者に変更が生じたため
- 6 届出年月日  
令和4年12月20日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
令和5年1月16日から令和5年5月16日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - (2) 期間  
令和5年1月16日から令和5年5月16日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

---

宮崎県県民栄誉表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第2条の規定により令和4年11月27日付けで県民栄誉賞を受けたものの名称及びその事績は、次のとおりである。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称  
第12回全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会
- 2 事績  
第12回全国和牛能力共進会において、各部門での優秀な成績をはじめ、4大会連続で内閣総理大臣賞を獲得する快挙を成し遂げ、県民に大きな感動と勇気を与えるとともに、宮崎牛が「日本一おいしい」ことを示し、宮崎牛のさらなる飛躍への期待と郷土に対する自信と誇りをもたらした。

---

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年1月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業地域  
宮崎県日向市
- 3 作業終了日  
令和4年12月23日